

代議員の選出に関する規程

(平成 23 年 5 月 28 日 通常総会にて停止条件付決議)

(平成 25 年 10 月 24 日 一部改正)

(平成 27 年 2 月 16 日 改正)

一般社団法人電子情報通信学会定款に基づく代議員選挙を行うための細則を以下に定める。

第 1 条 代議員の選出については、定款の定めるものの外、この規程による。

(代議員の構成)

第 2 条 代議員は、次第 3 条の候補者の中から、正員及び正員であった名誉員（以下、「正員等」と言う。）による選挙で選出された者をもって構成する。

(候補者の決定)

第 3 条 代議員候補者は、本会の各種事業等について推進的役割を持つ正員等の中から、次の基準により本人の承諾を得たうえで 12 月までに決定する。

- (1) 現役員
 - (2) 理事を選出する資格を理事会で認められた各ソサイエティから選出された各 3 名。
理事を選出する資格を持たないソサイエティは、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティからの代議員候補者の選定に参画することができる。
 - (3) グループ委員長及びグループから選出された 1 名
 - (4) 各支部長
 - (5) 各支部から選出された各 3 名
 - (6) 退任後 2 年以内の前役員
 - (7) その他理事会が推薦する者
2. 代議員候補者は、前項のほか、毎年 9 月 1 日現在、正員として 5 年以上在籍する会員で、正員等の推薦者 5 名を付して代議員となることを申し出た者とし、前項と同じく 12 月までに決定する。申し出の受付期間は 10 月 1 日から 10 月 31 日（事務局必着）とする。本項による代議員候補者の募集は 10 月の会告に掲載する。

(代議員候補者の公示)

第 4 条 前条による代議員候補者は、その氏名、所属機関を 2 月に公示する。

(代議員資格の取得・選任)

第 5 条 前条により公示された代議員候補者に対して、2 月の公示日から理事会で決定した期間、正員等による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠（最大 140 名）に入る最大の人数の者をもって代議員に選出されたものとする。なお、得票同数の場合は年長順とする。

選出された代議員の氏名、所属機関は 4 月に公示する。

2. 代議員に欠員が生じた場合に備えて、得票数の順位（得票同数の場合は年長順）による次点者、次々点者以降（以下、「次点者等」と言う。）を選定する。

(任 期)

第 6 条 代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。なお、任期中に定款の

いずれかの事由によって会員資格を喪失した場合、代議員の資格は喪失する。

(補欠選挙)

第7条 代議員に欠員が生じた場合、代議員総数が90名以上である場合は、次の代議員選挙まで補充しない。

2. 代議員総数が、89名以下となる場合は、次点者等から補充し、次点者等がない場合は補欠選挙を行うことができる。補欠選挙実施の場合の細則は理事会において定める。
3. 次点者等あるいは補欠選挙による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙細則)

第8条 候補者名簿を作成する。

2. 候補者名簿には、候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ候補者の所属機関を付記する。

第9条 投票用紙に記載する候補者氏名及びその順序は候補者名簿と同じとする。

第10条 投票用紙は、候補者名簿とともに2月中に正員等に1部ずつ送付する。

第11条 投票は無記名とする。

第12条 記入済の投票用紙は、指定期日までに事務局に到着するように送付することを要する。

第13条 監事は、前条により送付された投票用紙を整理し保管する。

第14条 開票には、監事または監事の指名する理事以外の正員あるいは事務局職員の立会いを要する。

第15条 次の各項のいずれかに該当する投票は無効となる。

- ア. 正規の投票用紙を用いないもの。
- イ. 記入の確認が困難なもの。

第16条 前条によるほか、効力に疑義のあるものについては、第14条による立会人が判定する。

第17条 この規程の改廃は理事会が行う。

(附 則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人移行登記後、本規程による最初の代議員が選任されるまでの間の代議員について、以下のように定める。

- (1) 一般社団法人電子情報通信学会定款附則第4項に基づき、本規程による代議員選挙を予め実施し、最初の代議員予定者として選出された者を、本規程施行後の最初の代議員とする。
- (2) 前記、最初の代議員の任期は、一般社団法人移行登記後、本規程による最初の代議員が選任されるまでとする。
- (3) 予め実施する代議員選挙の日程等は、第3条、第4条、第5条、第10条等に係らず、電子情報通信学会理事会において別途定め公示する。また、Webによる電子投票とする場合は、投票用紙を投票画面、記入済み投票用紙を投票データ、等と読み替えて実施する。

3. 予め実施する代議員選挙に係わらず、Web による電子投票とする場合は、投票用紙を投票画面、記入済み投票用紙を投票データ、等と読み替えて実施することができる。
4. 経過措置 一般社団法人への移行申請に当たり、本規程による選挙を速やかに実施し、代議員予定者を選出する。

(附則)

1. 電子投票とする場合は、第 9 条及び第 15 条の投票用紙を投票フォームと読み替え、第 10 条、第 12 条、第 13 条を以下とし、実施する。
 - (1) 第 10 条 投票フォームは、候補者名簿とともに Web 上で開示する。
 - (2) 第 12 条 投票は期間内に Web 上で行うものとする。
 - (3) 第 13 条 監事は、前条により投票された投票データを整理し管理する。
2. 平成 25 年 10 月 24 日の改正は、改正日より施行する。

(附則)

1. 平成 27 年 2 月 16 日の改正は、改正日より施行し、平成 28 年度代議員の選出から適用する。